

	部等名	大気水質保全課
件名	山梨県「令和2年度 P R T Rデータの概要」について —— 化学物質の排出量・移動量の集計結果 ——	
経緯	<p>○ 平成 12 年 3 月 30 日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（略称：化管法）が施行され、P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）が導入されました。</p> <p>○ P R T R 制度（Pollutant Release and Transfer Register）とは、多種多様な化学物質がどのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、県を経由して国に届け出て、そのデータを国が集計し、公表する仕組みです。</p> <p>○ この制度により、以下の効果が期待されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者による自主的な化学物質管理の改善の促進 ・ 住民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進 ・ 行政による化学物質対策の優先度の判断材料 ・ 事業者と住民と行政で化学物質による環境リスクに関する正確な情報の共有 <p>〔概要〕</p> <p>1 対象となる化学物質 トルエン、ジクロロメタン（塩化メチレン）、トリクロロエチレンなどの第一種指定化学物質（462 物質※。このうち、発ガン性等が認められる 15 物質※を特定第一種指定化学物質と規定。） ※化管法改正により、令和 5 年度把握分(令和 6 年度届出)から 515 物質に変更 ※化管法改正により令和 5 年度把握分(令和 6 年度届出)から 23 物質に変更</p> <p>2 対象事業者 次の 3 つの要件を満たす事業者</p> <p>(1) 全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分業など国が指定する 24 業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者</p> <p>(2) 常用雇用者数 21 人以上の事業者</p> <p>(3) 取扱量等、次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 対象となる化学物質のうち、いずれかの年間取扱量が 1 トン以上（特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上）である事業所を有する事業者</p> <p>イ 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者</p> <p>ウ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している事業者</p> <p>エ その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している事業者</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 国は、対象とならない小規模な事業所や、農業、建設業などの非対象業種からの排出量及び自動車や家庭からの排出量を推計します。</p>	

	<p>(2) 国は、届出データと推計データを基に、物質ごとに業種別、地域別等に集計し公表します。(毎年2月ごろ)</p> <p>(3) 山梨県では、国が公表したデータに基づき、山梨県内の集計結果を大気水質保全課のホームページ上で公表しています。(毎年7月ごろ)</p> <p>(4) 政令の改正により、平成23年度の届出(平成22年度分の把握)以降から対象物質は462物質、対象業種は24業種になっています。改正以前は、対象物質は354物質、対象業種は23業種でした。</p>
内容	<p>○ 山梨県内の令和2年度(令和3年度届出)集計結果について</p> <p>1 届出のあった事業所数 : 301件 (全国:32,890件 県/国:0.9%)</p> <p>2 届出排出量・移動量 : 2,214トン(全国:353,725トン 県/国:0.6%) (内訳)</p> <p>(1) 環境への排出量 : 1,177トン(全国:124,114トン 県/国:0.9%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気への排出 : 1,165トン ・ 公共用水域への排出 : 13トン ・ 事務所における土壌への排出 : 0トン ・ 事務所における埋立処分 : 0トン <p>(2) 事業所から出された移動量 : 1,036トン(全国:229,612トン 県/国:0.5%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道への移動 : 1トン ・ 事業所外への廃棄物としての移動 : 1,036トン <p>3 国が行った届出外排出量の推計 : 1,682トン(全国:193,500トン 県/国:0.9%) (内訳)</p> <p>(1) 移動体からの排出量の推計 : 648トン (構成比:38.5%)</p> <p>(2) 家庭からの排出量の推計 : 327トン (同:19.5%)</p> <p>(3) 非対象業種からの排出量の推計 : 388トン (同:23.1%)</p> <p>(4) 対象業種からの届出外排出量の推計 : 318トン (同:18.9%)</p> <p>* 数値や比率(%)は四捨五入により端数処理しているため、合計値と内訳の和が合わない場合があります。</p> <p>* 環境省及び経済産業省は、P R T R届出の個別事業所データをホームページで公表しています。</p>

大気水質保全課
大気水質担当
TEL 055-223-1510(直通)
6413(内線)
FAX 055-223-1512

1 排出量・移動量の届出状況

令和3年度には、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に事業者が把握した排出量・移動量について、県内301の事業所から届出がありました。

業種別に見た届出状況は次のとおりです。

業 種	R3年度届出数	R2年度届出数
製造業	115	115
食料品製造業	8	9
飲料・たばこ・飼料製造業	1	1
酒類製造業	3	3
繊維工業	1	1
衣服・その他の繊維製品製造業	1	1
木材・木製品製造業	1	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	2
出版・印刷・同関連産業	5	5
化学工業	6	6
医薬品製造業	1	1
石油製品・石炭製品製造業	4	4
プラスチック製品製造業	12	10
ゴム製品製造業	1	1
窯業・土石製品製造業	4	4
非鉄金属製造業	4	3
金属製品製造業	14	15
一般機械器具製造業	13	13
電気機械器具製造業	20	20
電子応用装置製造業	3	3
電気計測器製造業	1	1
輸送用機械器具製造業	7	7
精密機械器具製造業	2	3
医療用機械器具・医療用品製造業	1	1
下水道業	23	23
石油卸売業	5	5
燃料小売業	137	145
自動車整備業	2	2
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	12	12
産業廃棄物処分業	4	4
自然科学研究所	3	3
合 計	301	309

2 PRTRデータの集計結果の概要

(1) 届出排出量・移動量の集計結果

ア 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、総届出排出量・移動量 2,214 トンに対して総届出排出量 1,177 トン、総届出移動量 1,036 トンとなっています。

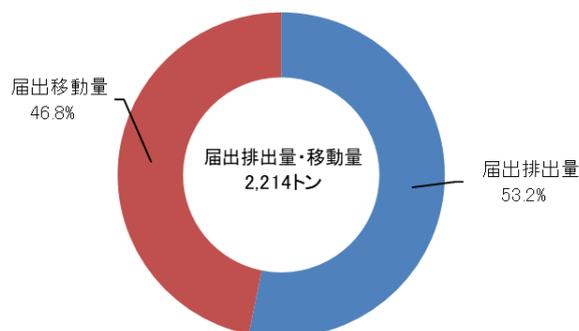
総届出排出量の内訳は、大気への排出 1,165 トン（構成比：98.9%）、公共用水域への排出 13 トン（同：1.1%）となっています。また、総届出移動量は、下水道への移動 1 トン（同：0.1%）、事業所外への廃棄物としての移動 1,036 トン（同：99.9%）となっています。

	R2年度(トン)		R1年度(トン)	
		県/国(%)		県/国(%)
届出排出量・移動量	2,214	0.6	2,234	0.6
届出排出量	1,177	0.9	1,257	0.9
大気への排出	1,165	1.0	1,239	1.0
公共用水域への排出	13	0.2	18	0.3
事務所における土壌への排出	0	0.0	0	0.0
事務所における埋立処分	0	0.0	0	0.0
届出移動量	1,036	0.5	977	0.4
下水道への移動	1	0.1	1	0.1
事業所外への廃棄物としての移動	1,036	0.5	976	0.4

※ 集計結果の表記について

- ・表中の年度は排出・移動した年度となります（令和2年度＝令和3年度届出）。また、特に年度を明示していない排出量等は令和2年度の値です。
- ・数値や比率（%）は四捨五入により端数処理しているため、合計値と内訳の和が合わない場合があります。
- ・「県/国（%）」は当該項目における山梨県の全国に占める割合です。
- ・「構成比（%）」は、当該項目の山梨県全体に占める割合（以下同様）
- ・令和元年度データについては、令和4年3月修正時点の国の公表データを使用しています。
- ・上記について、以下の表についても同様です。

届出排出量・移動量の構成

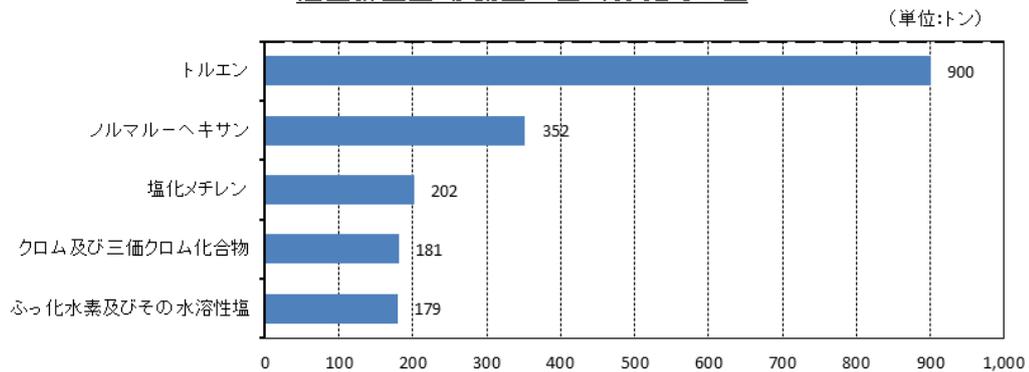


イ 届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位 5 物質の合計は 1,813 トンで、総届出排出量・移動量 2,214 トンの 81.9%に当たります。

物質名	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R1年度(トン)	県/国(%)
① トルエン	900	40.6	1.0	941	1.1
② ノルマルーヘキサン	352	15.9	2.7	320	2.2
③ 塩化メチレン	202	9.1	1.4	208	1.3
④ クロム及び三価クロム化合物	181	8.2	0.9	192	0.8
⑤ ふっ化水素及びその水溶性塩	179	8.1	1.7	158	1.4

届出排出量・移動量上位5物質とその量

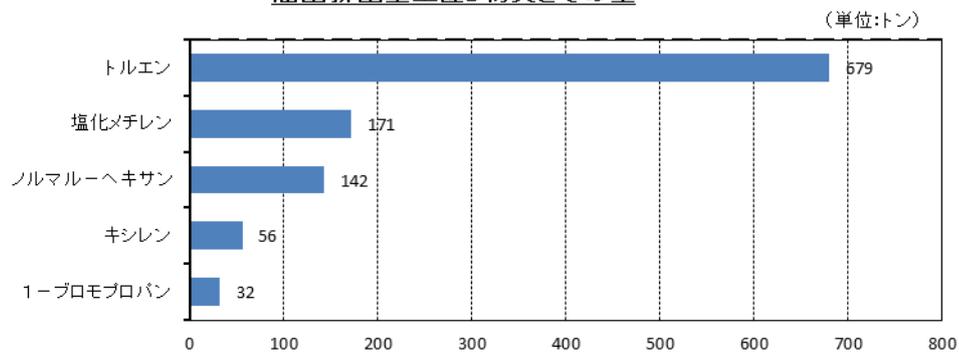


ウ 届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位 5 物質の合計は 1,080 トンで、総届出排出量 1,177 トンの 91.7%に当たります。

物質名	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R1年度(トン)	県/国(%)
① トルエン	679	57.7	1.6	733	1.6
② 塩化メチレン	171	14.5	2.1	181	2.0
③ ノルマルーヘキサン	142	12.0	1.6	140	1.4
④ キシレン	56	4.8	0.3	54	0.2
⑤ 1-プロモプロパン	32	2.7	2.6	33	2.5

届出排出量上位5物質とその量



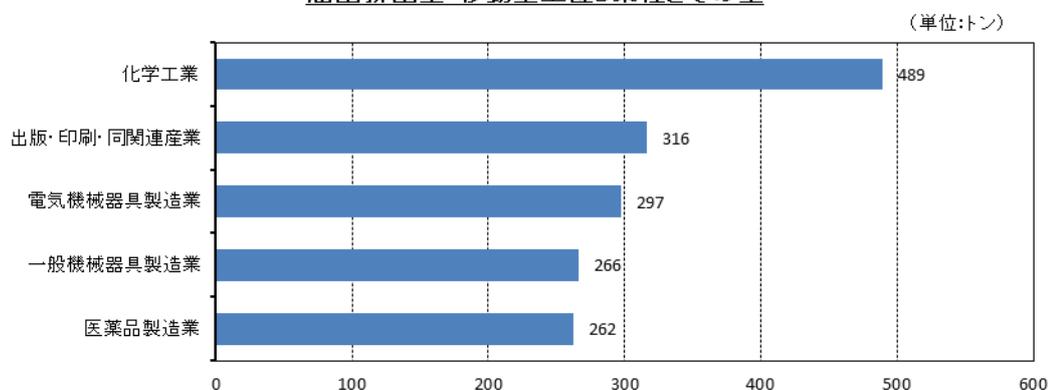
エ 業種別の届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の多い上位 5 業種の合計は 1,630 トンで、総届出排出量・移動量 2,214 トンの 73.6%を占めます。

なお、製造業における届出排出量・移動量の合計は 2,164 トンで、総届出排出量・移動量の 97.7%に当たります。

業 種	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R1年度(トン)	県/国(%)
① 化学工業	489	22.1	0.5	443	0.5
② 出版・印刷・同関連産業	316	14.3	4.4	316	4.2
③ 電気機械器具製造業	297	13.4	1.8	259	1.7
④ 一般機械器具製造業	266	12.0	3.2	304	3.2
⑤ 医薬品製造業	262	11.8	1.6	241	1.6

届出排出量・移動量上位5業種とその量

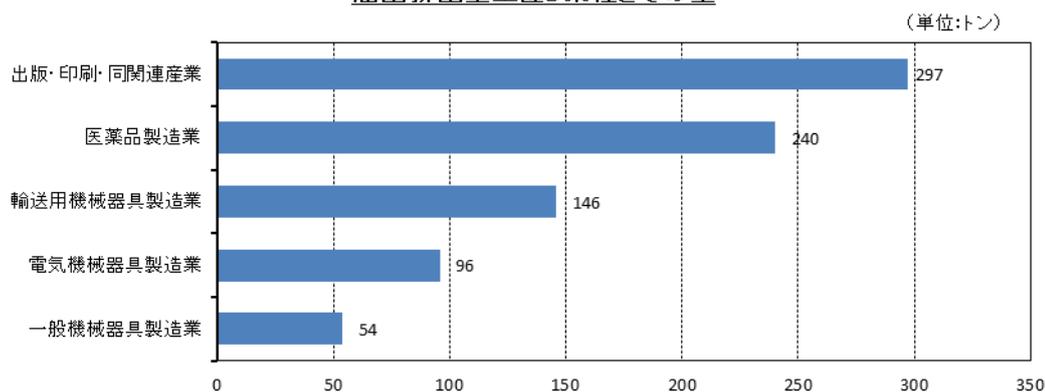


オ 業種別の届出排出量

届出排出量の多い上位 5 業種の合計は 832 トンで、総届出排出量 1,177 トンの 70.6%に当たります。

業 種	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R1年度(トン)	県/国(%)
① 出版・印刷・同関連産業	297	25.2	5.8	296	5.3
② 医薬品製造業	240	20.4	24.8	220	25.9
③ 輸送用機械器具製造業	146	12.4	0.9	190	1.0
④ 電気機械器具製造業	96	8.1	2.3	90	2.1
⑤ 一般機械器具製造業	54	4.6	0.9	65	0.9

届出排出量上位5業種とその量

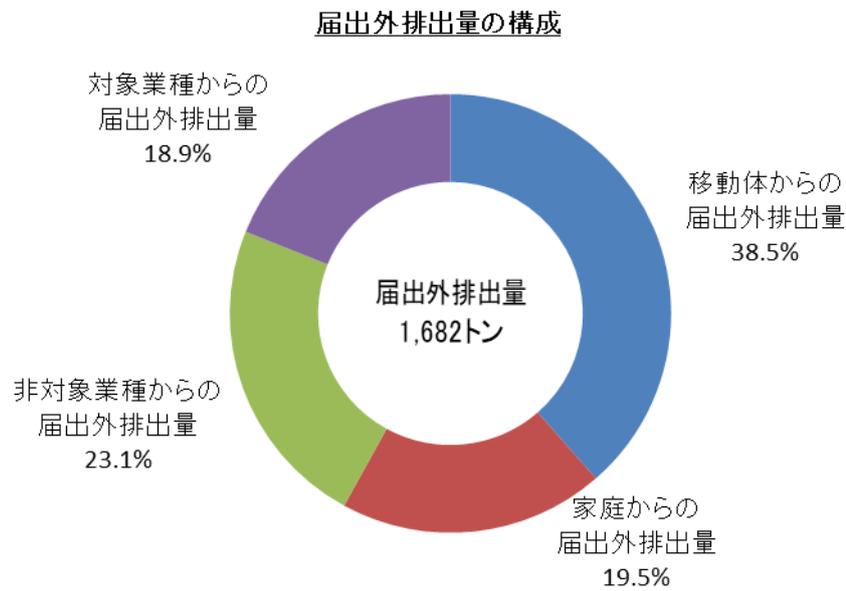


(2) 届出外排出量の集計結果

環境省及び経済産業省が推計を行なった本県の届出外排出量の合計は 1,682 トンです。

届出外排出量の種類	届出外排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R1年度(トン)	県/国(%)
① 移動体からの排出量	648	38.5	1.2	675	1.2
② 家庭からの排出量	327	19.5	0.9	344	0.9
③ 非対象業種からの排出量	388	23.1	0.6	403	0.6
④ 対象業種からの届出外排出量※	318	18.9	0.8	364	0.8

※ 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの

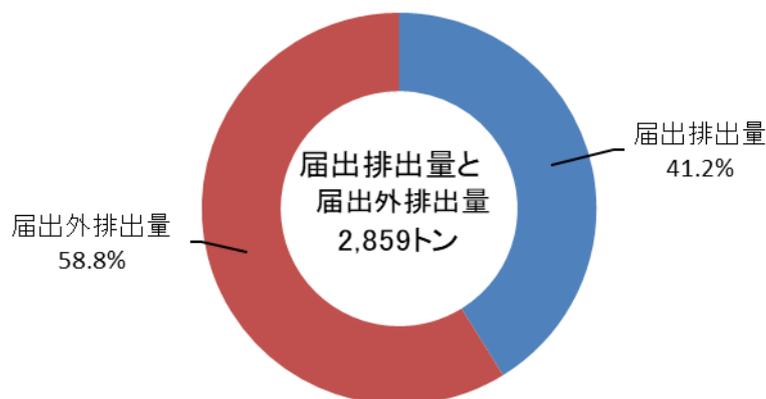


(3) 届出排出量と届出外排出量の合計

ア 届出排出量と届出外排出量の合計

排 出 量	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R1年度(トン)	県/国(%)
届出排出量	1,177	41.2	0.9	1,257	0.9
届出外排出量	1,682	58.8	0.9	1,785	0.9
合計	2,859	-	0.9	3,042	0.9

届出排出量・届出外排出量の構成

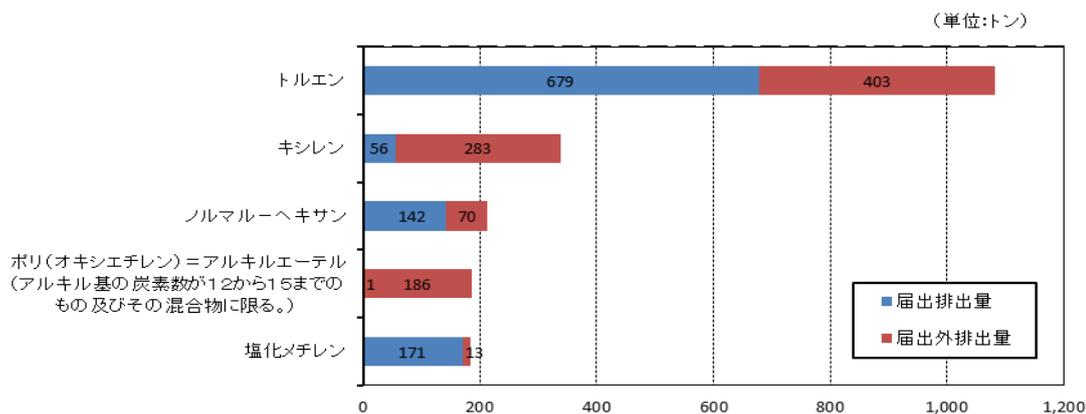


イ 届出排出量と届出外排出量の合計の多い物質

届出排出量と届出外排出量の合計の多い上位 5 物質の合計は 2,004 トンで、全体の 70.1%に当たります。

物 質 名	届出排出量	届出外排出量	合計排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R1年度合計排出量(トン)	県/国(%)
① トルエン	679	403	1,082	37.8	1.4	1,162	1.4
② キシレン	56	283	339	11.8	0.6	352	0.6
③ ノルマルーヘキサン	142	70	211	7.4	1.4	212	1.3
④ ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	186	187	6.6	1.1	189	1.1
⑤ 塩化メチレン	171	13	185	6.5	1.9	196	1.8

届出排出量・届出外排出量上位5物質とその排出量



(4) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量と届出外排出量の集計結果

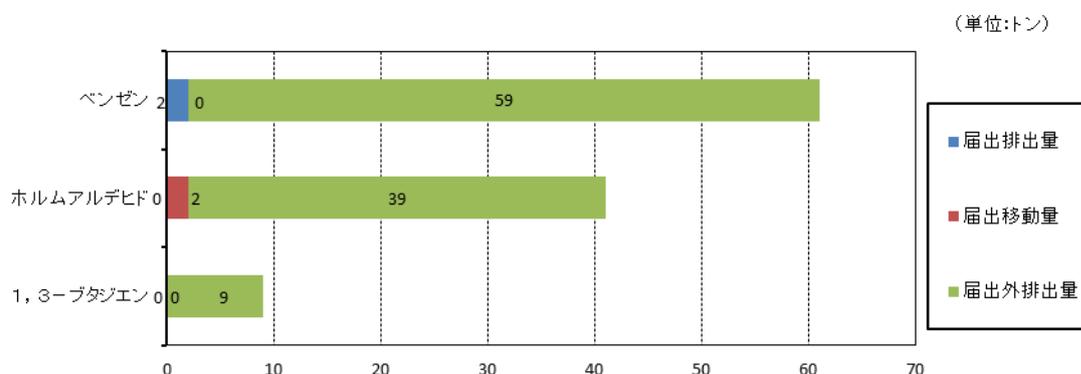
462 物質のうち、人に対して発がん性等が認められるものは特定第一種指定化学物質（15 物質）に規定されており、ダイオキシン類を除くこれらの物質の届出排出量・移動量の合計は 10 トン、届出外排出量の合計は 108 トン、総計は 118 トンです。

また、上位 3 物質の合計は 111 トンで、特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量及び届出外排出量の 94.3%に当たります。

なお、ダイオキシン類の届出排出量・移動量及び届出外排出量の合計は 28.5g-TEQ です。

特定第一種化学物質	届出		届出外 排出量 (トン)	合計 (トン)	構成比 (%)	県/国 (%)	R1年度 届出・届出外 (トン)	県/国 (%)
	排出量 (トン)	移動量 (トン)						
① ベンゼン	2	0	59	61	51.4	0.9	64	0.9
② ホルムアルデヒド	0	2	39	42	35.3	0.6	44	0.6
③ 1,3-ブタジエン	0	0	9	9	7.5	0.9	9	0.8
ダイオキシン類	0.5 g-TEQ	27.7 g-TEQ	0.3 g-TEQ	28.5 g-TEQ	-	1.6	10.0 g-TEQ	0.6

特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量と届出外排出量
上位3物質とその量



※ 令和2年度PRTR公表結果に記載のある化学物質の主な用途

物質名	主な用途
トルエン	合成原料(合成繊維、染料、火薬(TNT)、香料、有機顔料、可塑剤、ガソリン成分、溶剤(塗料、インキ))
ノルマルーヘキサン	溶剤(重合用、接着剤、塗料、インキ)
ジクロロメタン (別名:塩化メチレン)	洗浄剤(金属脱脂)、溶剤(重合用)、エアゾール噴射剤、インキ成分、ペイント剥離剤
クロム及び三価クロム化合物	ステンレス鋼、メッキ、スーパーアロイ(超硬合金)、顔料、皮なめし剤
ふっ化水素及びその水溶性塩	合成原料(フロン)、金属・ガラスの表面処理剤(エッチング剤)、半導体製造用エッチング剤
キシレン	合成原料(テレフタル酸、染料、有機顔料、香料、可塑剤、医薬品)、ガソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農薬)
1-ブロモプロパン	合成原料(医薬・農薬中間体)
ポリ(オキシエチレン)＝アルキル エーテル(アルキル基の炭素数が1 2から15までのもの及びその混合物)	界面活性剤(乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品))
ベンゼン (特定第一種指定化学物質)	合成原料(スチレン、フェノール、無水マレイン酸、染料、有機顔料、合成洗剤、医薬品、香料、合成繊維、農薬、可塑剤、防腐剤(PCP)、防虫剤)、溶剤、ガソリン成分
ホルムアルデヒド (特定第一種指定化学物質)	合成樹脂原料(フェノール系、尿素系、メラミン系合成樹脂、ポリアセタール樹脂)、パラホルムアルデヒド、繊維処理剤、その他(消毒剤、一般防腐剤)
1,3-ブタジエン (特定第一種指定化学物質)	合成樹脂原料(合成ゴム(SBR、NBR)、ABS樹脂)、合成原料(ブタンジオール)
ダイオキシン類 (特定第一種指定化学物質)	非意図的生成物
トリクロロエチレン	溶剤(染料、生ゴム、硫黄、ピッチ、塗料)、洗浄剤(脱脂、原毛用)、合成原料(代替フロン)、農薬(殺虫剤)
ほう素化合物	電機・電子工業(液晶パネル、ドーピング剤)、脱酸剤、ガラス繊維用添加剤、消毒剤
エチルベンゼン	合成原料(スチレン)、溶剤
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	合成原料(染料、紫外線安定剤、医薬品)、ガソリン成分、溶剤
スチレン	合成樹脂原料(ポリスチレン樹脂、合成ゴム、AS樹脂、ABS樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、イオン交換樹脂)

	主 な 用 途
N,N-ジメチルホルムアミド	溶剤(合成繊維、合成皮革、医薬品、色素用)、試薬(ホルミル化剤)、ガス吸収剤
銅水溶性塩(錯塩を除く。)	メッキ、電池、顔料、触媒、皮なめし、農薬、殺菌剤
酢酸2-エトキシエチル (別名:エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	溶剤(塗料、インキ)
砒素及びその無機化合物 (特定第一種指定化学物質)	殺虫剤、半導体、木材防腐・防蟻剤
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	溶剤、合成原料(染料、顔料、医薬品、工業薬品)
ナフタレン	合成原料(染料、顔料、爆薬、滅菌剤、燃料)、合成樹脂原料
アンチモン及びその化合物	樹脂難燃助剤、顔料、蓄電池、半導体、ガラス材料
1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	硬化剤(ポリエステル系)、エポキシ樹脂改質剤、安定剤(難燃プラスチック)、その他(エポキシ系樹脂の主剤)
メチルナフタレン	合成原料(染料、熱媒油)、溶剤(農薬分散用)
トリレンジイソシアネート	合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)
二アクリル酸ヘキサメチレン	架橋剤(合成ゴム、プラスチック)
メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート	合成樹脂原料(ウレタンエラストマー)
ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド	重合開始剤(合成樹脂)、架橋剤(合成ゴム)
マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池、磁性材料、脱酸素剤、酸化剤
ジクロロペンタフルオロプロパン(別名:HCFC-225)	フルオロカーボン(洗浄剤)
ジメチルアミン	合成原料(加硫促進剤、殺虫・殺菌剤、医薬品、界面活性剤、溶剤)
ジシクロペンタジエン	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂)
無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)	メッキ助剤、写真材料
※ 順番は「概要」及び「地域別集計」(中北、峡東、峡南、富士・東部)で登場した順になっています。	